

# 冤罪防止マニュアルⅣ

弁護士 谷山 智光



## 1 今年も冤罪が防止されました。

本年3月8日、大阪高等裁判所で、私が弁護を担当した刑事事件で無罪判決が言い渡されました。いつものように自動車を運転していたところ、自転車相手に交通事故を起こしたのに、救護するなどせず（救護義務違反）、報告もしなかった（報告義務違反）という疑いをかけられたものでした。

救護義務違反や報告義務違反として犯罪が成立するためには、交通事故が発生したことを認識していること（故意）が必要ですが、依頼者は、交通事故の発生を認識していませんでした。

第一審の京都地方裁判所は、依頼者の無罪の主張を聞き入れず、交通事故の発生を認識していたと認定して、有罪判決を言い渡しました。

これに対して、控訴した結果、大阪高等裁判所で逆転無罪判決が言い渡され、確定しました。

控訴審で無罪判決が言い渡されたから良かったものの、仮に第一審判決が確定していれば、まさに冤罪になるところでした。昨年の無罪判決（燦20号）に引き続き、今年も冤罪を防止することができました。

上記事件のように、無罪を主張しても有罪判決が言い渡されるということがあります。そして、その危険は、ある日突然、自分にふりかかってくるかもしれません。それに対して、いかに防御すべきか。冤罪防止マニュアルⅠ（燦18号）、Ⅱ（19号）、Ⅲ（20号）に引き続き、今年も冤罪防止マニュアルを書くことにします。

## 2 保釈を勝ち取る。

起訴されると、法律上、保釈が可能となります（刑事訴訟法89条、90条、91条）。保釈とは、保釈保証金の納付を条件に、被告人の勾留の執行を停止し、身体拘束から解放する制度です。なお、保釈保証金を納付しさえすれば認められるというものではなく、前提として裁判所によって保釈が認められることが必要です。この点、否認していると、罪証隠滅のおそれがあるなどとして、保釈が認められないことも少なくありません。

有罪無罪を争う刑事裁判は、証拠調べなどに時間がかかります。長期間、家族や仕事から切り離され、身体拘束を受けた状態で刑事裁判に臨むのは肉体的にも精神的にも厳しいものです。争う意欲を失うこともあるかもしれません。また、検察官の有罪立証に対して十分な防御をするには弁護人との綿密な打ち合わせが必要ですが、

拘置所での面会では制約があります（いつでも、いつまでも面会できるというものではありませんし、被告人と弁護人の間はアクリル板で遮られています）。

したがって、刑事裁判で腰を据えて無罪を主張していくためには、できる限り早い段階で保釈を勝ち取ることが有用です。

昨年の無罪判決のケースでは、否認事件であるにもかかわらず、起訴後早々に保釈を勝ち取ることができました。これは、その後の刑事裁判に臨む上で非常に助かりました（なお、今年は無罪判決のケースでは、そもそも勾留されていませんでした）。

## 3 証拠の開示を求める。

捜査機関は、捜査上、たくさんの証拠を収集します。捜索や差押えといった証拠収集のための法律上の権限も認められています。なお、被疑者・被告人や弁護人には、このような法律上の権限は認められていません。

捜査機関は、そのようにして収集した証拠の中から、有罪立証に役立つ証拠を選別して裁判に提出し、有罪判決を求めます。収集した全ての証拠を裁判に提出するわけではありません。検察官が提出しなかった証拠の中に、無罪につながる証拠が隠れているかもしれないのです。

昨年の無罪判決では、弁護人の請求により、検察官から駅ホームの防犯カメラの映像が開示されました（検察官はこれを裁判に提出していませんでした）。そこには多数の乗客が電車から降車する様子が写っていました。私は、これを裁判に提出しました。その結果、判決では「上記のような乗降状況を踏まえると、被告人がA駅停車中に上記のような態様でわいせつ行為をしていれば、降車客に見られる可能性が極めて高く、誰にも気付かれずにわいせつ行為を続けることができるとは考えにくい。また、JR線を通勤に利用し、上記のような乗降状況を十分想定できるはずの被告人が、A駅停車中に目立つ態様のわいせつ行為を続けることは不自然」とされました。

弁護人の請求がなければ、上記映像は開示されることも、そして弁護人によって裁判に提出されることもなく、上記判示もありませんでした。

なお、我が国の法律上、捜査機関に収集した全証拠の開示を義務付ける制度はありません。上記のとおり、捜査機関の収集した証拠の中に無罪につながる証拠が隠れていることもあるのですから、全証拠の開示は冤罪防止に不可欠です。